

# 少子化社会対策を成功させる条件について考える

門脇厚司

## はじめに一成立した2つの少子化対策関連法

わが国の政府は昨年7月、進む少子化に歯止めをかけるべく2つの法案を上程し相次いで成立させた。こうして成立した2つの法律は「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」である。これら2つの法律の名称から知られるように、この二法をほぼ同時に成立させたねらいは極めて明瞭である。止まるところを知らぬかのように進行する少子化に、歯止めをかけるためである。歯止めのために実施する対策として打ち出されたのが、働く女性が子育てしやすくなるよう様々な支援策を講ずることを地域と企業に義務づけたことである。

次世代育成を特集とする本号であれば、先の2つの法律についてまったく触れないわけにはいかない。最低限であれ、この二法についての情報は提供すべきではないか。こうしてこのコラムを設けることになった。しかし、ただ単に法律の中身を紹介するだけでは研究紀要であることの意味がない。何らかの考察もなすべきではないか。この欄はこうした経緯と意図で設けられ書かれることになった。

昨年7月に成立した二法は公布と同時に施行されることになり、平成16年度にはすべての自治体と従業員300人以上の企業に育成支援計画の策定が義務づけられることになったが、それに先立ち、厚生労働省は平成15年度に全国各地の53の市町村を指定し、地域における子育て支援策のモデル計画を策定するよう求める事業を実施した。指定された市町村の1つに京都府舞鶴市が含まれており、紀要編集委員である門脇は、舞鶴市が設けた「舞鶴市次世代育成支援対策推進行動計画（子育てアクションプラン）策定懇話会」の会長を引き受けていた。こうした事情から本欄の執筆は門脇が引き受け、計画策定のために舞鶴市で行った調査の結果を踏まえながら若干の考察を加え書くことにした。

## 少子化対策二法の内容

では、少子化対策二法は具体的にどのような内容の法律なのか。それぞれのポイントになる条項を見よう。

まず「少子化社会対策基本法」から見よう。この法律は3章19条から成っているが、第1条の目的には、急速に進展している少子化が21世紀の国民生活に多大な影響を及ぼすことは明瞭であるゆえに「このような事態に対し、長期的な視点に立って的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方自治体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進」するためのものであると記されている。そして、施策の基本理念を述べた第2条には、「少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、(中略)男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することを旨」とするものでなければならないと記されている。ここで注目したいのは、少子化社会への対策が「男女共同参画社会の形成とあいまって」なされなければならないとしている点である。

続く第2章の基本的施策では、10条から17条まで8つの条項に分けて、「子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう」雇用環境を整備することをはじめ、保育サービスの充実、母子保健医療体制の充実、ゆとりある教育の推進、生活環境の整備、経済的負担の軽減、それに「家庭生活における男女の協力の重要性」について国民の認識を深める教育啓発、を具体的な事例をあげつつ示している。国、地方公共団体、および事業主には、このような施策を実施する責務があるとされているのは言うまでもない。

この基本法とともに法制化されたのが「次世代育成支援対策推進法」である。こちらは3章27条か

ら成るが、目的（第1条）と基本理念（第3条）は基本法とほとんど変わりなく、推進法の特徴は第2章の行動計画にある。第2章全体の内容（第8条から19条）は、市町村、都道府県、および一般事業主に対して、国の指針に基づき、基本理念実現のための具体的な行動計画を策定し実行することを義務づけるものになっている。なお、第2章の行動計画の策定と実行に関する条項は、平成17年4月1日から施行され十年後の平成27年3月31日に失効するとされている。少子化対策のための諸々の施策はこの十年間に集中的に為すべきであるということである。

#### 少子化対策二法の効力を左右する要因

紹介した二法はすでに施行されており、全国の都道府県、市町村および従業員300人以上の企業は法律に基づき今年度内に行動計画を策定すべくその作業に入っているはずである。策定される行動計画には基本法で例示されている様々な子育て支援策が盛り込まれるはずである。雇用環境の整備では、育児休業制度の充実や再就職の促進、労働時間の短縮や就労形態の多様化などであり、保育サービスの充実では低年齢保育、休日保育、夜間保育であり、地域における子育て支援体制の整備充実などである。実際、門脇が会長を務めて策定した舞鶴市の「子育てアクションプラン」にも、1）地域における子育て支援の推進、から、6）子育てに係る市民意識の啓発並びに情報提供の充実、まで6つの分野にわたり、これまで行ってきた事業も含め計129の事業が掲げられている。この中でまったくの新規事業として付け加えられたのは「子育てNPOの育成」、「地域子育て支援センターの設置」、「休日保育」や「特定保育」の実施、「親子の交流の場の充実」など20事業にすぎない。ということは、残り100以上の事業はこれまでも実行してきたということである。おそらく、舞鶴市以外の市町村でも、保育園の増設や延長保育の実施や子育てサポーターの育成など、これまでも少子化対策に係わる事業はかなりなされてきたはずである。それでも、少子化に歯止めがかからなかったがゆえのこのたびの二法の立法化であった。何ゆえ、これまで実施してきた子育て支援対策が功を奏しなかったのか。私たちがここで考えてみなければならないのはまさにこのことである。

#### 女性が真に大切にされる社会の実現こそ決め手

結論を先にいえば、新法が勧めるように、働く女性が働きつつ子育てもできるような支援策を実行に移すだけで少子化が解消されることにはならず、それに加えて、「女性がいま受けている偏見や、被っている差別や不平等な扱いが完全になくなり、この社会で真に尊重され大事にされているという実感を持てるような社会」を実現することでようやく少子化に歯止めがかかることになる、ということである。このことを逆にいえば、世にジェンダーバイアス（女性への偏見とそれに基づく不当な扱い）がある限り、女性が進んで結婚し、子どもをたくさん生み、子育てする苦勞を喜んで引き受けるという事態にはならないということである。

このような私なりの考えから、舞鶴市の子育てアクションプランづくりに際して行った調査には回答者のジェンダーバイアス度を測定する質問項目を加えることにした。ジェンダーバイアスの強弱によって子育て支援策の実現に対する協力度に違いがあるかどうかを見るためであった。紙幅の都合上、詳しいデータを示すことはできないが、結果は予想通りで、ジェンダーバイアスが高い人ほど男女が協力して子育てに係わることに反対する傾向が強いことが確かめられた。一例をあげれば、「子育ては母親の役割だ」とする考えに反対する割合は、ジェンダーバイアスが低い父親では72%にもなるのに対し、高い父親では半数以下の46%程度であり、逆に、「子育ては男女が等しく分担すべきだ」という考えに賛成する割合は、ジェンダーバイアスが低い父親では71%であるのに対し、女性に対する偏見がまだまだ強い父親は48%、といった結果であった。考え方に違いがあるばかりでなく、実際に子育てしているかどうかを見ても、ジェンダーバイアスのない父親は、オムツ替え、寝かしつけ、ミルク飲ませ、離乳食づくり、などにも協力している割合が高いのに対し、偏見のある父親は抵抗感が邪魔してのことであろうが、協力の度合いが低くなっている。

このような結果が示唆しているように、家族ぐるみ、地域ぐるみの子育て支援策が実際に行われ、少子化に本当に歯止めをかけるためには、「女性に対する故なき偏見や差別的な扱いがないジェンダーフリーな社会」を実現することが先決なのである。ジェンダーフリーに対する抵抗勢力が勢いづいている昨今であるが、抵抗する彼らが真剣に考えるべきことはまさにこのこと以外にはないはずである。

（かどわき・あつし 筑波女子大学教授・学長）